

## 調 書 (決定)

事件の表示	平成19年(才)第1269号
決定日	平成19年10月11日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	横尾和子 甲斐中辰夫 泉徳治 才口千晴 涌井紀夫
当事者等	上告人 m r k o n o 被上告人 東京都 同代表者知事 石原慎太郎
原判決の表示	東京高等裁判所平成19年(ネ)第2296号(平成19年6月20日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

## 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

## 第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成19年10月11日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 宮下裕章 印

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 宮下裕章

